

税額控除の算出方法

税額控除の種類			控除の内容																																																																		
調整控除			税源移譲（国から地方への税金の移し替え）により、所得税と個人市民税・県民税を合わせた負担が変わらないよう、所得税と個人市民税・県民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するために個人市民税・県民税から以下のとおり減額します。 ただし、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、適用になりません。																																																																		
			●合計課税所得金額が 200 万円以下の場合、次のいずれか少ない金額の 5％（市民税 3％、県民税 2％） （A）人的控除額の差の合計額 （B）市・県民税の課税所得金額																																																																		
			●合計課税所得金額が 200 万円を超える場合、次の算式で求めた金額の 5％（市民税 3％、県民税 2％） <u>ただし、算式で求めた金額が 5 万円未満の場合は、5 万円の 5%が控除額となります。</u>																																																																		
			人的控除額の差の合計金額－合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額																																																																		
			【人的控除額の差 早見表】																																																																		
			<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">控除の種類</th><th rowspan="2">金額</th><th colspan="2">控除の種類</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th colspan="2">本人の所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td colspan="2">基礎控除</td><td>5万円</td><td rowspan="2">配偶者控除</td><td>一般</td><td>5万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td rowspan="3">障害者 控除</td><td>普通</td><td>1万円</td><td>老人</td><td>10万円</td><td>6万円</td><td>3万円</td></tr><tr><td>特別</td><td>10万円</td><td rowspan="2">配偶者特別控除</td><td colspan="4">令和 8 年度税制改正により、配偶者特別控除による 人的控除の差額はなくなりました。</td></tr><tr><td>同居特別</td><td>22万円</td></tr><tr><td colspan="2">寡婦控除</td><td>1万円</td><td rowspan="4">扶養控除</td><td>一般</td><td colspan="3">5万円</td></tr><tr><td colspan="2">ひとり親控除（母）</td><td>5万円</td><td>特定</td><td colspan="3">18万円</td></tr><tr><td colspan="2">ひとり親控除（父）</td><td>1万円</td><td>老人</td><td colspan="3">10万円</td></tr><tr><td colspan="2">勤労学生控除</td><td>1万円</td><td>同居老親等</td><td colspan="3">13万円</td></tr></table>				控除の種類		金額	控除の種類		金額			本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	障害者 控除	普通	1万円	老人	10万円	6万円	3万円	特別	10万円	配偶者特別控除	令和 8 年度税制改正により、配偶者特別控除による 人的控除の差額はなくなりました。				同居特別	22万円	寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円			ひとり親控除（母）		5万円	特定	18万円			ひとり親控除（父）		1万円	老人	10万円			勤労学生控除		1万円	同居老親等
控除の種類		金額	控除の種類		金額																																																																
			本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																														
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円																																																														
障害者 控除	普通	1万円		老人	10万円	6万円	3万円																																																														
	特別	10万円	配偶者特別控除	令和 8 年度税制改正により、配偶者特別控除による 人的控除の差額はなくなりました。																																																																	
	同居特別	22万円																																																																			
寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円																																																																
ひとり親控除（母）		5万円		特定	18万円																																																																
ひとり親控除（父）		1万円		老人	10万円																																																																
勤労学生控除		1万円		同居老親等	13万円																																																																

外国税額控除	外国で生じた所得について、その国の所得税や市・県民税に相当する税金を納めている場合、一定の方法によって計算された金額が控除されます。
寄附金税額控除	地方自治体や一定の団体などに対して 2,000 円を超える寄附金を支払った場合、次の算式により求めた金額を市民税・県民税から控除することができます。（ただし、控除の上限は総所得金額の 30%） ◆基本控除額：$\boxed{（次のいずれか少ない金額 - 2,000 \text{ 円}） \times 10\%（市民税 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%）}$ ① 寄附金控除の対象となる寄附金の合計額 ② 総所得金額の 30% ◆特例控除額：「地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）」についてのみ、上記に加えて 2,000 円を超える部分に特例控除額が加算されます。（ただし、控除額の上限は所得割額の 10%） $\boxed{（寄附金額 - 2,000 \text{ 円}） \times （90\% - \text{所得税率} \times 1.021）}$
住宅借入金等 特別税額控除	平成 21 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けた方について、所得税において控除しきれなかった控除額を翌年度の市民税・県民税の所得割額から控除することができます。 ※ 消費税の引き上げに伴う需要の平準化対策として、消費税率 10%で取得した住宅を、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に入居した場合に限り、控除期間が 10 年間から 13 年間に引き伸ばされました。 ◆控除額：次の（1）または（2）のいずれか小さい額 • $\boxed{\text{平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに入居した方}}$ （1）所得税の課税所得金額等の 5%（最高 97,500 円） （2）住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 • $\boxed{\text{平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに入居した方}}$ （1）所得税の課税所得金額等の 7%（最高 136,500 円） （2）住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 ※ ただし、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%または 10%の場合に限りです。 • $\boxed{\text{令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居した方}}$ （1）所得税の課税所得金額の 5%（最高 97,500 円） （2）住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 ※令和 4 年中に入居した方のうち、当該住宅の取得などに適用される消費税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得にかかる契約を締結した場合は、所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）となります。

配当控除	配当所得がある場合、下の算式で求めた金額が控除されます。 ※分離課税を選択した場合は適用されません。			
	配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率			
	課税所得金額の合計額	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額
	種類	市民税	県民税	市民税 県民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8% 0.6%
	証券投資信託等で 外貨建等証券投資信託以外に該当するもの	0.8%	0.6%	0.4% 0.3%
	証券投資信託等で 外貨建等証券投資信託に該当するもの	0.4%	0.3%	0.2% 0.15%